

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2008年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院			経済学研究科	経営学専攻
指導教員	所属・職名		氏名		
	経営学部 教授		林 倬史 印		
自然・人文の別	自然 ・ <input type="checkbox"/> 人文 <input checked="" type="checkbox"/>		個人・共同の別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 共同 1名	
研究課題名	モジュール化による技術所有権の国際的重要性の増大と標準化競争における企業間協調				
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	経済学研究科経営学専攻 博士課程後期課程5年次		荒井 将志 印		
研究組織	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
研究期間	2008 年度				
研究経費	200 千円				

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

国際的な特許権の取得は経営戦略上極めて重要となっている。企業の持続的発展のためには、戦略的に技術を開発し、それをいかに競争力につなげるかが先端技術産業の企業にとっては生命線となりうる。そのためには、企業戦略として、自社技術とその業界において「標準」とするべく標準化活動を行うことが重要である。そして、標準を獲得するためには、市場の技術環境と競争環境にあわせた企業間協調を検討することが競争力につながるのではないかと考えるのである。本研究では、先端技術産業の代表的な半導体産業、特に DRAM 業界を取り上げて分析を行う。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[特許権] [コンソーシアム型標準化] [企業間競争と協調]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本論の各章で検討した内容および明らかとなったことは以下の諸点である。

第 1 章では、企業の技術管理と競争行動に注目しながら、国際経営論における代表的な先行研究のレビューを行っている。伝統的な先行研究の諸理論では、企業は技術を管理することによって優位性を得るため、技術は重要な経営資源として位置づけられている。また、基本的な企業の競争行動は、差別化か低コスト化であると説明される。より近年の研究によれば、国際経営環境は二つの側面から構成されるようになったと説明される(竹田志郎 [2001, 2006, 2008])。ひとつは企業の意志通りになる部分「競争の側面」であり、従来から存在するものである。そしてもうひとつは、企業の意志通りにならない部分「協調の側面」である。「協調の側面」とは、企業間で技術面における協調を図らざるを得ない部分のことであり、新しい国際経営環境の側面として認識されている。

第 2 章では、コンソーシアム型標準化がなぜ採用されるのかという論点を解明するために、標準化が行われる理由、標準化によって得られる企業の利点、および標準化プロセスそれぞれの特徴について検討を行っている。コンソーシアム型標準化の第一の特徴は、企業間の事前協議によって迅速かつ安定的な標準の決定が行えるため、決定後には標準をめぐる企業間競争が行われにくいこと。第二の特徴は、コンソーシアムへの参加は自由であるが、参加するためには一般的に RAND 条件のライセンスポリシーへの同意が義務づけられていること。RAND 条件のライセンスポリシーとは、標準化技術に参加企業の特許権が含まれる場合にはそれを合理的かつ無差別に他社へ提供しなければならないというルールである。コンソーシアムで決められた標準では、企業間で標準を巡る競争や特許権紛争などが起こりにくくなることが説明された。

第 3 章では、理論研究を通じて浮き彫りとなったコンソーシアム型標準化が行われる要因を整理し、実証分析によって解明してゆく課題の設定を行っている。実証研究の方法は、先端技術産業の DRAM 業界を取り上げ、定性的な事例分析と定量的な特許分析を補完的に用いて行っている。利用したデータは、定性分析では、各社や政府機関から公表されている資料や専門誌などを中心に活用している。また、エルピーダメモリ株式会社へのインタビュー調査も採用している。一方、定量分析では、米国特許庁の特許全文検索データベースを中心に活用している。本論ではこれらの手法によって、コンソーシアム型標準化が行われる要因と企業の競争行動について検証を行ってゆく。

第 4 章では、特許権が経営資源として数十年来その本質には変化が見られないにもかかわらず、近年になって特許権が経営問題となりうる理由や背景を解明するために、特許権について検討を行っている。米国プロパテント政策による特許権重視の傾向やモジュール化による構成要素の分断が可能になったことを背景に、特許権の主張が企業間の大きな問題となったことが明らかとなった。技術は特許権によって企業に帰属している。そのため、先に特許化された技術は利用できないかあるいは所有する企業からライセンスを受けなければならない。企業間の効率的な相互ライセンスを行うにはパテント・プールがあるが、より広域な企業間ライセンスを効率的に行うためにはコンソーシアムが形成されるのであった。

第 5 章では、コンソーシアム型標準化が行われる業界の環境を解明するために、DRAM 業界の全体的動向分析と、DRAM 技術の特徴について分析を行った。DRAM 業界では、関連する技術が毎年特許権として蓄積され増加している。また DRAM は、構成するために複数の技術を組み合わせる必要がある。そして、DRAM の標準は、時代ごとに変化してきたことが明らかとなった。このことは、DRAM の標準を作るには、複数の技術を組み合わせる必要があるため、各技術の特許権が密接に関係してくることが示された。

第 6 章では、コンソーシアム型標準化における個別企業の競争行動を解明するために、各企業レベルでの調査を行った。その後、DRAM の標準を決めるコンソーシアムである JEDEC の活動について確認を行った。DRAM 企業各社が取得している特許権の内、特定の技術に関する特許権を抽出して確認してみると、各社が関連する技術を開発し、各々が特許権として数多く保有していることが明らかとなった。

研究成果の概要 つづき

このことによって、特定技術に関連した特許権は、複数企業に分散して所有されていることが示された。次に、JEDECの活動を見てみると、そのパテントポリシーには、メンバーはRAND条件によって特許権を提供する義務が明記されていた。

第7章では、第4章から第6章の分析結果について検討を行っている。明らかとなった諸点は次のことである。技術は特許権によって企業に帰属しているため、企業が管理可能な技術の境界は企業間において生まれる。DRAMは複数の技術から構成されており、一社が所有する特許権でそれらを全て網羅することができず、他社の技術による補完の必要性が生じている。技術は産業発展にあわせて進歩してゆき、また特許権には保護期間があるので、関連する特許権は年々蓄積され増加してゆく。さらに、企業は各々関連する技術について開発し特許権を取得しているため、技術は複数の企業に分散化している。これらのことは、一社の技術だけでは製品を作れないかあるいは他社の特許権に抵触してしまう可能性が高く、時間を要する。以上から、コンソーシアム型標準化が行われる要因とは、次のように考えられる。今日、企業の技術管理は、複数の他社によって所有されている特許技術との相互補完と調整が重大な問題となっているため、標準化には、迅速かつ安定的に企業間の協調を図ることができるコンソーシアム型標準化が採用されている、ということである。

本研究で明らかとなったことは、DRAM業界では今日、技術面における「協調の側面（特許技術の相互利用）」が極めて重大な経営問題として浮上し、そのことがコンソーシアム型標準化を促進してきた。しかしながら、今日の国際経営環境を構成する二側面のうち、「協調の側面」への対応を積極的に促進したことによって企業間の差別化が困難になってしまい、もう片方の「競争の側面」では、標準規格内の競争となり、そこでは低コスト化を中心とした競争になっていると示された。

すなわち、本論でみてきたコンソーシアム型標準化と知的財産権の問題とは、近年の国際経営における「競争」と「協調」の国際的企業行動の新たな形態であったのである。そして、伝統的な国際経営の理論によって主張されていた、企業は技術を所有し独占的に活用して競争優位性を獲得するという論点に対して、本研究で得られた結論からは、同業界内の競合他社との技術的な協調がより重大な国際的経営課題となっているため、一社による技術の所有と独占をもって国際的な競争優位性を構築することが困難になっていると批判するものである。

本研究の意義は、第一に、いまだ十分な研究の蓄積がなされていない国際的コンソーシアム型標準化に関する先進的な問題の解明に取り組んだことである。これまで標準化に関する先行研究では、市場支配による競争優位性の視点から企業の戦略としてのアプローチがなされてきたが、本研究では国際経営論の視点からアプローチすることを試みている。そのため、業界内における企業間の相対的な優位性の議論から抜けだし、特許権制度の問題などを分析要因として採用することを可能にしている。その結果、コンソーシアム型標準化が行われる理由とは、相対的な競争優位性の獲得ではなく、相互の技術的協調を主とした活動であることが明らかとなった。また、本論では、標準化や知的財産権に関する技術管理の議論を、国際経営論の枠組みで再検討し位置づけたことによって、国際経営論の理論的発展にも貢献したと考える。

第二に、コンソーシアム型標準化について独自の視点から解明を試みたことである。本研究の分析は、標準化研究の領域においても学術的に貢献するものであると考える。(博士學位論文要約より抜粋し加筆修正した)。